

加高発第408号
令和7年6月27日

各居宅介護支援事業所 管理者 様

加須市福祉部高齢介護課長

介護予防支援業務の積極的な受託について(依頼)

日ごろ、本市の高齢者福祉施策の推進について格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、指定介護予防支援事業所の業務について、高齢者相談センターからの委託に加え、令和6年度より、居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業所の指定を受けることで、直接受託することが可能となっております。

この制度改正は、高齢化の進展に伴い、要支援認定者数が増加している現状を踏まえたものであり、地域における高齢者支援体制の充実を図るためのものです。

各居宅介護支援事業所におかれましては、要支援の受託や指定の届出について、積極的にご検討いただきたくお願い申し上げます。

記

1 要支援(要支援1～2)認定者数

1,171人（令和7年3月末時点） 要介護認定者の 20.7%に値します。

2 要支援認定者のケアプラン料(報酬)

月額ケアプラン料	4,605 円
初回加算	3,126 円
委託連携加算	3,126 円

3 指定の届出について

ホーム>組織から探す>地域福祉課>介護サービス事業者向け情報>
介護予防支援事業>新規指定申請の手続き(介護予防支援事業)
※ 詳しくは、加須市地域福祉課へお問い合わせください。



【担当】

福祉部 高齢介護課 地域包括ケア担当 遠藤
電 話 : 0480-62-1111(内線 157)
F A X : 0480-61-4281
メー ル : korei@city.kazo.lg.jp

